【間違いやすい事例】

１．電気設備等

	事　　例	注意すべき点
①	会社で作成する「減価償却資産明細書等」での「電気設備」	課税対象の設備と課税対象外の設備が混在している場合があります。明細の確認をしてください。
②	エレベーターが設置してある建物や、機械が設置されている工場	課税対象となる「受変電設備」が設置されていることが多いです。
③	非常用エレベーターを設置している建築物や床面積が 1,000 ㎡を超える地下街	防災センターや防災室、中央監視室等に、課税対象となる「中央監視装置」が設置されることが多いです。
④	大規模な建物、病院、コンピューターやＬＡＮ設備が設置されている建物	停電時に備えて設置されている「自家発電設備」や「蓄電池設備」は課税対象となります。
⑤	立体駐車場	「駐車機械部分（メリーゴーランド式、クレーンエレベーター方式等）」及び「ターンテーブル」は課税対象となります。
⑥	消火設備として設置されているハロゲンガス又は二酸化炭素消火設備	消火設備のうち「ガスボンベ部分」は課税対象となります。

２．工場等の動力配線設備

	事　　例	注意すべき点
①	工場の照明用電気配線工事	「動力配線・配管費用」が申告漏れとなりやすいので、該当部分の工事見積書等の確認が必要です。
②	レイアウト変更や一部の機械を入れ替えた際の動力配線・配管工事	

３．社員寮等福利厚生施設で使用されている資産

	事　　例	注意すべき点
①	社員食堂や社員寮、病院等の厨房に設置された流し台（シンク）	特定の生産又は業務の用に供されるものは、その他の調理機器とともに「厨房設備」として課税対象となります。 ※一般的には家屋として評価されます。
②	社員寮等の福利厚生施設で使用されている駐車場舗装や門塀等	間接的にですが企業として事業の用に供するものと認められるため課税対象となります。

４．国税とは取扱いが異なるもの

	事　　例	注意すべき点
①	租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の少額資産特例を受けている資産	国税では損金に算入可能ですが、固定資産税（償却資産）では申告の対象となります。
②	評価額の最低限度額(償却可能限度額)	国税では備忘価格（１円まで）ですが、固定資産税（償却資産）は取得価額の５％となります。
③	簿外資産及び償却済資産	事業の用に供していれば課税対象となります。
④	補助金等により取得した資産の取得価額（圧縮記帳制度）	国税では補助金等の額を控除した額を取得価額としますが、固定資産税（償却資産）では圧縮額（補助金等の額）を含めた額が取得価額となります。
⑤	事業だけでなく私用にも使用している資産	国税では使用割合で按分し事業に使用している分のみで申告しますが、固定資産税（償却資産）では按分せず資産全体が申告対象となります。